様式１（別紙）

輸出事業計画

１　基本情報

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者名 | ○○輸出拡大協議会 | | 品目 | ×××× |
| 都道府県名 | ●●県 | 産地のエリア又は事業実施地区 | | △△地区 |
| 市町村名 | ▼▼市 | 事業実施期間 | 年　月　～　年　月 | |
| 申請者の事業概要 |  | | | |

２　輸出に当たってのニーズの把握状況（背景と根拠）

|  |
| --- |
|  |

３　課題と取組内容（輸出の拡大を図るため、生産、製造、加工、物流、販売等の改善を図る取組を記載）

|  |
| --- |
|  |

　※農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略における輸出重点品目ごとの輸出目標を踏まえた内容を記載すること。

４　現在の商流の状況と今後の商流の展開

|  |
| --- |
|  |

５　事業の組織体系図及び連携体制図

|  |
| --- |
|  |

６　輸出する農林水産物・食品の現状及び目標

（輸出品目：○○○○）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 現状  （令和〇年） | 目標年  （令和〇年） | 備考 |
| ▲▲地区 | 輸出額(千円) |  |  |  |
| 輸出量（㎏） |  |  |  |
| 輸出先国 |  |  |  |
| 生産量/取扱量（kg） |  |  |  |

※　生産地区が複数にわたる場合については、それぞれ別葉で記載すること。

※　目標とする時期は、事業計画最終年の１年間とする。

７　資金計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 事業内容 | 事業費 | 内訳 | | 備考 |
| （必要な資金の額） | 設備資金（調達方法・金額） | 運転資金（調達方法・金額） |
| 令和　○年度 | ○○加工場の整備 | 560,000 | ○○○○○事業補助金：100,000  農林水産物・食品輸出基盤強化資金：140,000  融資（○○銀行）：100,000  自己資金：100,000 | 農林水産物・食品輸出基盤強化資金：100,000  融資（○○銀行）：10,000  自己資金：10,000 | 信用保証支援事業  食流機構の債務保証（○○銀行）  ｽﾀﾝﾄﾞﾊﾞｲ･ｸﾚｼﾞｯﾄ（○○銀行）  輸出税制（割増償却）  農地法の特例 |
| ○○向け新商品の開発 | 20,000 |  | 農林水産物・食品輸出基盤強化資金：16,000千円  融資（○○銀行）：4,000千円 |  |
| 令和　○年度 |  |  |  |  |  |
| 令和　○年度 |  |  |  |  |  |

（注）１　申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

　　　２　輸出事業計画の実施期間に応じて、適宜行を追加すること。

　　　３　借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。

４　民間金融機関からの融資については金融機関名を括弧で記載すること。

　　　５　事業費の内訳になる設備資金・運転資金について関連事業による支援を受けたい場合は、活用予定の資金名、補助事業名及び金額を記載すること。

　　　６　５の他に各種支援措置による支援（農地法の特例、税制の特例等）を受けたい場合は、備考欄に活用予定の支援策を記載すること。

　　　７　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から外国関係法人等への出資や、外国関係法人等が必要な資金を国内親会社に貸付ける場合は、備考欄に当該外国関係法人等の名称、代表者名、所在地を記載すること。

８　その他特記事項等

|  |
| --- |
|  |

※直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 都道府県の担当者名及び連絡先 | 都道府県名： |
| 氏名（ふりがな）： |
| 所属（部署名等）： |
| 役職： |
| 電話番号： |
| FAX： |
| E-mail： |
| 申請者の担当者名及び連絡先 | 申請者団体名： |
| 氏名（ふりがな）： |
| 所属（部署名等）： |
| 役職： |
| 電話番号： |
| FAX： |
| E-mail： |

------------------------------------------------------------------------------------

・輸出事業計画の認定規程第５の１の規定に基づく支援チームのサポート等の対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

□　　　☑の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・輸出事業計画の認定規程第５の２の規定に基づく関連事業による支援の対象となろうとする計画又はＧＦＰグローバル産地づくり推進事業活用産地で計画の認定を申請する方はチェックしてください。

　□　　　☑の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第39条の規定により、農地法の特例を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。

□　　　☑の場合、都道府県による内容の確認が必要となります。

・株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による資金の貸付けの対象となろうとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。この場合、本計画の内容について同社に提供されることとなります。　　　□

・租税特別措置法第13条第１項又は第46条第１項の規定により割増償却の適用を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。　　　□

　・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例（債務保証）を受けようとするとき、又は第42条の規定により、株式会社日本政策金融公庫法の特例（スタンドバイ・クレジット）を受けようとする計画の認定を申請する方はチェックしてください。　　　□